

第十六回 参議院大蔵委員会會議録第十号

昭和二十八年七月一日(水曜日)午後二時二分開会

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君
理事 西川甚五郎君
小林 政夫君
菊川 孝夫君
森下 政一君

委員

青柳 秀夫君
岡崎 眞一君
木内 四郎君
藤野 繁雄君
山本 米治君
土田 國太郎君
前田 久吉君
三木 與吉郎君
野澤 勝君
堀木 謙三君
平林 太一君

政府委員

大蔵政務次官 愛知 揆一君
大蔵省主計 白石 正雄君
局法規課長 河野 通一君
大蔵省銀行局長 石井由太郎君
中小企業庁 振興部長
事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員 小田 正義君
常任委員 会専門員

本日の會議に付した事件
○本委員会の運営に関する件

第六部 大蔵委員会會議録第十号

昭和二十八年七月一日(参議院)

○相互銀行法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○信用保証協会法案(内閣送付)

○中小企業金融公庫法案に関する件

○信用金庫法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○産業投資特別会計法案(内閣送付)

○委員長(大矢半次郎君) これより第十回の大蔵委員会を開会いたします。

一、相互銀行法の一部を改正する法律案(予備審査)二、信用保証協会法案(予備審査)右二案を一括議題として、政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○平林太一君 委員長、ちよと議事進行ですが、前回のこの委員会において懇談会の形式によりまして、私より政府に対する資料の要求をいたしましたのであります。本日改めて正式にこの点を要求いたします。早急にその資料の提出方を求めるものであります。それは日本輸出入銀行、それから第二は日本開業銀行、この両行がいわゆる財政投資融資資金の運営によりまして、それぞれこの貸付をいたしておるのであります。この貸付は申すまでもなく両行は他の銀行と異つて預金を大衆から吸収いたしておる銀行であります。ことごとく国民の血税によつてこれが

充当されて運営せられておる銀行であります。従ひまして、その貸付先というものの対しましては極めて国民の面前に事理明白にこれが現れておるにあらざれば、むしろ違法であり、又法規無視の行為なりと申して差支えありません。然るに長きに亘りますこの習慣性というものは、この点を單なる銀行当業者の都合によるということのみによりまして、そのことを改革することが今日までできないで参りました。併しこれは国会といたしまして、国民に對しまして容易ならざる怠慢であり疎漏であるということをお願いするのであります。でありますから殊にその総額につきましては、財政資金の投融資の総額は我が日本経済のその興隆存亡を賭しておると申しても差支えないものであります。でありますから、これが極めて公正に、極めて妥當にこれが消化されることによりまして、その目的趣旨を達成し、以て国民の福祉幸福の平等、均等化を期するわけであります。血税によりますその使途に對しまする妥當な処置がここに成立つてあります。でありますから、これは如何なる理由であるという過去のことはもとやまめません。今日におきまして即刻これは何らかのこれに對しまして理由を付して、これに對する言釈をいたすという事はあり得ません。而も当日は、一昨日は懇談会ではありましたが、大蔵省の政務次官たる愛知揆一君が、何かこの問題に對しまして極めてこの点に言一たび及びます

と、興奮したような態度を以ちまして、而して同君はこの委員会に列しておつて、あたかも政務次官の立場を没却しまして、あたかも委員であるかのごとくその職務を錯覚したのではないかという言動を以ちまして、これに對しまして即答、回答を避けておるのであります。甚だ私は政府委員の分際として、国会に對する言動としては甚だその驕慢を深く戒めざるを得ません。併しこれを今後過ぎたることを追うものではないとせん。十分この点については考慮して、その反省を求めるものであります。政府委員といたしましては、国会の要請に對しましては、何らかのこれに對する自説を、殊に資料の提出に對しましては自説を云云すべき何らの権能を持つておりません。この際特に注意をいたしておく次第であります。

従ひまして、この兩行に對しまする今日までの貸付先に對しまする貸付額及び貸付先の当事者及び貸付期限及び貸付をいたした理由、こういうものを早急にお出し願ひたい。特に開設以來と申上げるとは避けることいたしました。昭和二十七年におきまして、取あえず今日まで消化いたしました。……昨年度は大体二六、七億と私は承知いたしますが、これがどの程度に消化されておるか。消化されたものだけを直ちに早急に明記いたしまして、本委員会に提出をいたすことを求めて止みません。特に私にいたしましては、委員の一人といたしましてこれを当然要請いたしますのであります。

かようなことは何か複雑であるとか何とかであるとかいふような理由を許しません。開業銀行は特にそのために、書類作成のために人を要するならば、それ／＼人をそれだけ増員をいたしても、それから所要経費が足りないものであれば適當なる処置を講じて、その費用が銀行の運営だけについて行かなければ、或いは大蔵省に打合せの上で所要経費を求めるならば、本院はこれを議決するにやぶさかでありません。でありますから、早急にこれに對しまして本委員会開会中、今年七月三十日までが会期になつておりますから、七月三十日まで、できるだけ可能な範圍におきまして早急にこれを提出することを要請いたしますのであります。但しこの問題に對しましては、私は一応委員長に私の私見を申し上げたいと思ひますが、委員長はこれに對しまして何か先日理事会を開いて、その結果何か相談をしてこれを決定するといふようなお話でありましたが、私は委員長といたしましては、委員の一人が資料提出の要請をいたしたことに對しまして、委員長が何かそれを左右するとか、そうして理事会を開いてやるというやうなことは性質のものではないと思ひます。資料の提出に對しましては、若し委員に不服があらまれば、その委員の辭任も止むを得ない、併しながらかくのごとき問題に對しましては、決して私は全委員當然この要請に對しましては御同感の意を供せら

れることと思うように考えておる一人であります。でありますから、本日正式のこの委員会の冒頭におきまして、特にこれは重要な問題でありますし、そしてこれに對しましては、特にこの資料提出前に大蔵大臣の出席を次回の委員会に私はこれを要求いたすものであります。委員長におきましてはこの処置をお取り下さるようここに要請をいたしておく次第であります。これは大蔵大臣に對しまして、特にその資料提出前におきまして、大蔵大臣に對しましては、私は又別の角度におきましてその所見を質したい、かように存じておるのでありますから、右提出に對します私の要求をここに申し上げまして、議事進行上これは最も重大な問題として申し上げた次第であります。

○委員長(大矢半次郎君) 昨日、本委員会の懇談会におきまして、只今平林委員の要求せられた資料の取扱ひ方について御相談いたしました。而して理事会会でよく打合せ、その席には平林委員にも出て頂いて十分御相談の上政府に要求しよう、こういうことになつておりましたが、たまたま昨日は理事も全員揃いませんでした、又平林委員も委員会の終りの頃には席にもおられませんでした。そういうことで十分打合せができませんでした。明日、大蔵委員会の開会前に理事の打合せをいたしまして、本件の扱ひ方を十分御協議いたしたいと思ひますからさよう御承知おきを願ひます。

○平林太一君 了承いたしました。只今のお話の通り極めて緊急を要する問題でありますから、明日にその措置をお取り運び下さらんことを重ねて要求

いたします。

○政府委員(愛知揆一君) 只今の資料の問題につきましては、理事会からの話はまだございせんが、我々としては昨日懇談会の席上でも申し上げました通り、何か平林委員のお話を聞いておりますと、誤解があるかのようなのでございせんが、私どもとしては、できるだけものを提出するということ以外に全く何も言つておるわけではないのであります。只今の理事会からの御要請をまだ受けておりませんけれども、昨日から早速用意をいたしてありますから、その用意をいたしてありますものが、果して理事会の御要請と合うかどうかはわかりませんけれども、本年の三月末現在で大口のものの貸出の残高に對しまして用意をいたしまして、只今印刷をいたしてあります。あと一時間もすれば、それが整いますから早速御配付を申し上げます。

○平林太一君 只今大蔵政務次官の愛知君から、昨日の懇談会とは相当に緩和せられました御意見を承りました。誠に同感の意を表するものであります。その提出の態度に對しまして私はこれを了承するのであります。只今同君は大口のもののだけというお話でありましたが、その大口という、すでに数刻後に見られるものであります。大口とは数字的に如何なるものかを示されておりますか、一応その点を参考のため伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(愛知揆一君) 取りあへず印刷の都合もございしたので、五千万円以上を調整いたしました。あとでさらに従つて理事会の御要求に應じて準備をいたします。

○委員長(大矢半次郎君) 今政務次官からのお話にありました資料の配付を受けて、それを見た上でなおそれで御満足にならなければ、明日の理事会で相談して更に要求すると、こういうことになつたと思ひますが、如何ですか。

○平林太一君 了承いたしました。

○委員長(大矢半次郎君) さように取計らいます。

それでは提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(愛知揆一君) 只今議題となりました相互銀行法の一部を改正する法律案は一件につきましてその提案の理由を御説明いたします。

最近中小金融の円滑化は、とみにその重要性を加へつつあり、政府においてもこのために各般の施策を講じているのであります。この種金融を担当している相互銀行の任務は、ますます重きを加へていゝのであります。御承知の通り相互銀行は、一昨年六月相互銀行法の制定により金融機関としての基礎を確立して以来鋭意その使命の達成に努力してゐるのであります。本年四月末現在においては、掛金及び預金の合計額は二千三百七十八億圓、給付及び貸出の合計額は二千二百十億圓に達するといふ目ざましい活動をしてゐるのであります。このような中小金融部門における相互銀行の役割の重要性とその業績の進展とに鑑み、その行の金融を一層円滑にし、取引者の利便を図るため、相互銀行法の一部を改正して、相互銀行が新たに内國為替取引の業務を営むことができるようにすることといたしました。但し、個々の相互銀行がこの業務を営もうとする場合に

おきましては、大蔵大臣の認可を受けなければならぬこととし、当該相互銀行の業務等を総合勘案して慎重に個別に可否を決定することとしてゐるのであります。

以上が本法律案の提案の趣旨及びその概略でございます。

第二に、信用保証協会法案であります。これは前国会に提出後衆議院の解散により不成立となつたものであります。次にその提案の理由を説明いたします。

最近中小金融の円滑化は、とみにその重要性を加へつつあり、政府においてもこのために各般の施策を講じてきてゐるのであります。中小企業者等は、その信用力の不十分であることが一般の金融機関から資金の融通を受け難い主な原因となつてゐることに鑑み、その信用力を補強することが中小金融対策としては極めて有効な手段であると考えられますので、この見地から政府においては、つとに信用保証協会の設立を認めるとともに、中小企業信用保険制度を設けてゐるのであります。

この信用保証協会は、現在各都道府県にその出資又は寄附を中心として民法による公益法人として設立されておられ、その数は五十一に上つており、中小企業者等が金融機関から資金を借り入れる場合にその債務を保証する業務を行つてゐるのであります。これに關する法制化が行われていないためにその基礎が不安定であり保証業務の円滑化を欠く憾みがなしとしない現状であります。よつてこの際信用保証協会法を制定し、これが法制化により基礎の強化を図り、その業務の一層の発展を図ることとしたのであります。

以下、この法律案の主要な点について説明いたします。

第一に、信用保証協会は、本法による法人とし、民法の規定による財団法人に準ずるものとしたしております。

第二に、協会は、中小企業者等が金融機関から資金の融通を受けること等により金融機関に對して負担する債務の保証を行うことを主たる業務としたしております。

第三に、協会に對しては、民法の公益法人と大體同様な税法上の優遇措置も講ずることとしたしております。

第四に、民法法人たる現在の協会は、法施行後三年間に本法による協会に轉換することができま。

第五に、本法における主務大臣は大蔵大臣及び通商産業大臣とし、主務大臣は、設立認可その他所要の監督を行うほか、その権限の一部を地方公共団体の長に委任することができるとしてあります。

以上がこの法律案の提案の理由並びにその概要であります。何とぞ御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(大矢半次郎君) 次に只今通商産業委員会に付託されておりますが、本委員会の審議事項と密接な關係のあります中小企業金融公庫法案につきまして政府より説明を聴取いたします。

○政府委員(石井由太郎君) 中小企業の安定と振興を図りますためには、先ず中小企業者自身の奮起と努力を求めなければならぬ問題であります。そのためには中小企業者の持つておられる経営上の諸欠陥を調査いたしまし

て、これを是正し、その補うべきところを示す必要がございます。企業合理化促進法はこの点につきまして企業診断制度を設けまして、中小企業庁の規格によつて、府県庁を実施機関としたしまして診断を実施いたしております。主として経営の内部に存在いたします欠陥の除去を主としたものであります。同時に中小企業者にそのところを得せしめますためには、政府の施策をいたしまして、その活動が確保し得る条件を造出してやる必要があるものであります。或いは協同組合の結成による組織化、或いは協同組合への助成、このような単独では行ない得ない事業を共同の仕事として取扱うことによつて強化して参る方策がその一つでございます。又現在当面しております中小企業の苦難の多くが、過当な競争或いは原料高の製品安の経済現象、このような事実にあります。従つて、中小企業につきましましては、独占禁止法の規定に拘りませず一定の範囲におきまして生産の調節でございます。或いは出荷の制限等を行いますようなことを認めてやる必要もあるわけでございます。中小企業安定法の制定はこのような趣旨から行われ、現に七十有余の調整組合の設立を見ておられるような実情でございます。併しながら中小企業者の活動を一番助けますためには、その不足しております資本を補充してやりまして、資本力の補充によつて活動を活潑ならしめ、或いは安定せしめる必要があるわけでございます。ここに中小企業の金融を疏通し円滑ならしめる必要が起つて参るわけであり、中小企業信用保険制度乃至は只今御提案

のございました中小企業に對します信用保証協会の制度、このようなものはいづれも中小企業の金融の円滑化と疏通とを目的としたものでございまして、ただ経済界が余りにも不況になりまして、従来のような非常に高利潤による活潑な商売がだん／＼困難になつて参りますと、どうしても中小企業者といひましては、地道な合理化を圖つて参らねばならぬことに相成るわけでございます。比較的長期の計画のもとに、その資金を整うべく経営内容の改善をいたさねばならぬのでございしますが、このような見地から、過去におきましては、或いは復興金融公庫による中小企業向けの融資乃至は見返資金特別会計からの日本銀行を扱い店といひまして中小企業向けの融資等が行われて参り、又昨春秋以来は日本開發銀行が中小企業のために見返資金の貸付を受けまして、貸付業務を行なつて参つたのでございます。即ち、これらの融資は通常の商業銀行に期待することのできないような金融、即ち或いは借入期間の点において、或いは事業の内容におきまして通常の金融機関のペースに乗り難い金融面をとり上げまして、政府関係機関が財政資金を投入して、企業の維持育成を図るという方途が設けられて参つたのでございしますが、たゞ／＼昨年来に衆参両院におきまして、中小企業に財政資金を投入するための特別の機構を整備するようにとの御決議がございましたので、これらの御趣旨に副うて中小企業金融公庫を設け、相当量とまじりました資金を中小企業の安定と振興のために投入せんとするものが、この中小企業金融公庫設置の経緯でございます。

内容につきましては、御配付申上げました中小企業金融公庫設置要綱につきまして御説明申上げるのが便宜かと考えます。先ず第一は目的でございますが、中小企業金融公庫は、中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金であつて、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的といたします。長期資金と申しますることは、後の業務方法のところでも明らかに参ります通り、おおむね一年以上の貸付期間に亘るものという意義でございます。一般の金融機関が融通することを困難といたします事情はいろいろの点にあるかと思つてございします。或いは期間が非常に長いというふうな見地から、或いは当該企業が若干の将来の経済界の変動に対する対応性に欠けるとかいつたような意味もあるかと思つてございしますが、いづれにいたしましても一般金融機関の行います業務と重複しない補充的金融機関であるという意義においてこれを明らかにしようとするものでございします。第二に、中小企業者の範囲でございますが、中小企業者の範囲は従来各種の法律によりましていろいろの取扱が行われ、又金融上の扱いにおきましても、その軌を一にいたしておらなかつたのでございします。即ち協同組合法によりますれば、従業員の数三百人までの商工業者が中小企業者の概念に該当し、又中小企業信用保険法によりますれば、常時使用する従業員の数が二百人以下資本金五百万円以下というふうな制限があつたのでございします。が、これらを整理いたしまして、今回

は第一に資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社又は個人でありまして、政令で定める業種に属する事業を行う者、但し商業又はサービス業を主たる事業とするものにつきましては、三十人までの使用人を雇ふ事業とする事業者につきましては千人の従業員を擁するものとしたのでございします。ここに「特定事業」と申しておきますのは、現在中小企業信用保険法等におきましても定められております製造業或いは鉱業、或いは運送業といったような、いわゆる通常商業と称せられる事業を指すのでございまして、同じ中小企業者の事業でございまして、商業という色彩の稀薄なもの、主たる事業として消極的な意味において、これを政令で定めることとしたものでございします。第三は、中小企業者の作つております各種の組合員を對象としたものとするのでございします。即ち中小企業等協同組合、農業協同組合、農協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合及び森林組合連合会であつて、只今申上げましたような事業的色彩の濃厚なものを行うもの、又はその構成員の三分の二以上が、いわゆる商業といはれる事業を行っているもの、或いは第二の範囲でございします。第三は、常時使用する従業員の数が三百人以下のもの、或いはお医者さんの事業が、果していわゆる通常の意味における中小企業に属するや否やは種々論議のあるものと存するのであります。が、従前中小企業信用保険法におきま

しても、商業といはれる中小企業融資の對象という意味で取扱つて参つておつた等の事情もございします。更にはやや大きな従業員三百人以下の程度の病院その他に對しましての融資がなかなか困難であるという事情もございします。これらを取上げまして同公庫の融資對象にいたそうとするものでございします。第四は、中小企業者の組織いたします、中小企業安定法によつて組織いたしました調整組合及び調整組合連合会でございます。調整組合及び調整組合連合会は、いづれも組合員たる中小企業者の生産の制限でございます。或いは出荷の制限といったような、いわば統制的な仕事を行うのが主目的でございまして、経済的な事業は行なつておらないのでございします。が、ただ資金の借入、融通だけはその事業として限られていないのでございします。即ち、調整組合が調整活動に入りまして、調整組合が調整活動に入りまして、調整組合の組合員に對して組合が融資をいたすということが法律上い得るようとするので、これを中小企業金融公庫の融資對象として選ぼうという考え方でございします。第三に、中小企業金融公庫は、法人といたしての取扱ひといたす点でございします。次に、公庫の資本金でございますが、公庫の資本金は一般会計からの出資金百円と相成つております。百億円と御訂正願ひたいと存じます。百億円と第十の規定により産業投資特別会計から法定出資とされまします金額の出資百億円と申します。一般会計からの

に申上げます。商工組合中央金庫に対しては、昨年暮に一般会計から貸付けました二十億円を含んでいるわけでございます。現実に本会計年度の一般会計からの出資は八十億円というところに相成っております。第十の規定による云々の点につきましては後刻その項におきまして御説明申し上げます。

次は公庫の役員でございますが、役員といたしましては總裁一名、理事四名以内、監事二名以内、役員の任命及び任期は一般公庫の例によりまして總裁及び監事は内閣の承認を得まして主務大臣が任命する。理事は主務大臣の認可を受けて總裁が任命するといふ取扱ひといたす考えでございます。公庫の職員は、一応五十名といたしまして、簡素な機構でスタートしたいと考えておりますが、役員及び職員につきましては定法その他罰則の適用の場合、これを公務員並みの取扱ひといたすことは他の諸公庫と同じ考え方に立つてゐるわけでございます。

公庫の業務は中小企業者に対する貸付だけでございます。保証でございますとか、手形の割引でございますとかいふような業務は、公庫の業務から除外されております。貸付の業務の内容につきましては、主務大臣の認可を受けて公庫自身が定むることに相成つてゐるのでございますけれども、おおよそ次のごとく考えてゐるのでございます。

第一は、貸付の条件でございますが、一といたしましては、設備資金並びに長期の運転資金、設備資金がおおむね長期資金であります点から特に長期といふことを諷つてございませ

が、とにかくそういう考え方に立つております。貸付の金額は一企業者当たり累計一千万円までを一応の目安といたしております。但し中小企業協同組合でございますとか、調整組合その他組合につきましては三千万円までといたす考えでございます。利率は年一割を基準と考えてゐる次第でございます。償還期限は一年以上五年以内を目途といたしますが、特に必要な場合につきましては五年以上の償還期限を認めることもあり得るようによつて考へてございします。設備資金等も入つております関係上、一定期間の据置を認めることも必要だと考えまして、一年以内の据置期間を承認する考えでございます。貸付に当りましては勿論適当な担保を徴するのを原則といたします。特に長期資金でございますのでその必要があるわけでございますが、ただ担保を提供することがどうしても容易にできないような場合であり、なおかつ貸付をいたさなければならぬような場合には保証人を以て担保に代へる扱ひとする考えでございます。

次に公庫の業務は公庫みずから行いまするに加へまして、大部分の業務を原則として金融機関に対して委託して行はせる考えでございます。只今申上げますように、当初の公庫の機構といたしましては、役員七名、職員五十名程度の極めて簡素な機構でございますので、これは公庫といたしましては必要なことの一つで、それから公庫が新たに業務を開始いたしました、或いは店舗を設け、或いは人員を整備するといつたために時間を要することを防ぎ得ることがもう一つ必要と、更に現に中小企業者に対する金融機構は

やや多岐に亘つております。各種の金融機関がそれ／＼の角度、それ／＼の性格に応じた金融を行なつておりますので、これらの既存金融機関の機能をできるだけ限り公庫の金融業務に活用して参つて簡素な機構で行届いた貸付が行い得るようになつてゐる見地からいたしまして、金融機関に業務を委託する考え方、即ち委託の形態といたしましては貸付に関する業務を全部委託する方法、即ち借入れ申込の受付から審査、担保の徴求、貸付、これ又金融機関に一任いたします扱ひ方と、借入れの申込並びに審査をいたします一応の下審査に留めまして、最終決定は公庫みずから行ふ方式と、二様の方式を考えまして、それ／＼の便宜に従つて金融機関に選択せしめようと考えてゐるのでございます。なお、一の場合につきましては、中小企業者の信用力その他の選択につきましては、全く金融機関の専決に委ねるわけでございますので、貸付元利金の一割程度まで当該金融機関に支払いの責任を持つて頂く。それから一部だけ金融機関が貸付の業務を受託いたしました、最終決定は公庫によつて行なわれます場合にしましては、その貸付の元利金の三割程度を当該取扱金融機関に責任を以て頂くような扱ひとする考えでございます。勿論これらの金融機関に對しましては、扱いのための受託について手数料を支拂ひまして、その業務を委託することになるわけでございます。

公庫の会計は、公庫の予算及び決算に関する法律の定めるところによつて取り行われることといたしますが、その大要並びに国会の議決を要します点につきましては他の公庫と国の一般

の会計と略々同様でございます。次に、公庫は主務大臣の認可を受けまして政府から借入金をするのでございします。この借入金に對しましては、利息を減免いたしますとか、或いは通常の条件よりは公庫に有利な条件を付しても差支えないといふ取扱ひの権限を法律によつて御承認願うことをいたしたものでございします。

なお、公庫は政府機関たる性格に鑑みまして、銀行その他一般からは借入れをしてはならないといふ制限を受けることと相成るわけでございます。次は開業銀行の債権の承継でございます。先ほど資本の額を申上げました時に、産業投資特別会計から出資があつたものとされる金額云々という点に触れてございしますが、公庫は、日本開業銀行から次の債権を承継いたすことと相成ります。第一に開業銀行が見返資金特別会計から承継いたしました中小企業者に対する貸付に係る債権、第二が開業銀行が復興金融公庫から承継しました中小企業者向けの貸付、最後の第三が、開業銀行が中小企業者に対して行なつた貸付に係る債権、なお、第一に書きました見返資金特別会計から承継しました中小企業者向け貸付債権は、産業投資特別会計から公庫に出資されたこととして取扱ひます。なお、開業銀行が復金の債権を承継しております分並びに開業銀行自身の資金を中小企業者に貸しました分は、それ／＼開業銀行から公庫は借

りたものとしてこれを取扱ふということにいたす考えでございます。但し、その点につきましてはお手許に一枚紙の資料を配付いたしましたから、これによつて御覧願えればやや明瞭かと存するのでございしますが、従来中小企業向けに行なわれました政府関係機関の貸付が三通りあるわけでありまして、一は、見返資金特別会計、日銀扱いとしてございしますが、これら中小企業者に貸付けられたもの、それから復興金融公庫から中小企業者に貸付けられたもの、第三が中小企業向け見返資金、開業銀行自身から貸付けられたものと三通りあるわけでございます。これらの債権は現在開業銀行にそれ／＼引継がれることと相成つておりますが、それを更に中小企業金融公庫に再引継ぎをするといふのがこの条文の内容であるのであります。ただ見返資金特別会計から中小企業者に貸付けました額は、見返資金のいろ／＼な関係が産業投資特別会計に引継がれます関係上、産業投資特別会計を通じて中小企業金融公庫へこれは出資になるという関係と相成つておるわけでございます。なお、開業銀行が中小企業者に貸付けました債権は引継ぐといふのが原則でございますが、本年の四月一日以降行いましたものは、これは融資を引継ぐのでございまして、公庫の資本から引継ぎに應じまして、現金を支払う、即ち買取るといふ扱いといたす考えでございます。

次は、商工中金に對します一般会計からの貸付けの扱いでございますが、公庫の出資に振替える、昨年……○小林政夫君 最後の二十億の政府買取りの分ですね、これをもう一度……

○政府委員(石井由太郎君) それはこの一枚紙のほうに、中小企業向け返済金、これは「向」が抜けておりますが、この貸付は昨年九月十六日以降、開業銀行が見返資金特別会計から相当量の資金を借入れまして、中小企業者に貸付けておたつたわけでございます。この貸付けた債権は開業銀行はのけまして、中小企業金融公庫から中小企業者に対する債権にかわる、そのかわつた後におきまして、金融公庫は開業銀行から同額を借りたこととして整理するというのが一般原則でございます。但し、今年四月一日以降、即ち本会計年度に入りましてから開業銀行が貸しております分は、これは即金で買取るわけでございます。そういう趣旨にいたす、言い換えますれば四月から七月までは開業銀行が暫定的に公庫の代理業務を行なつておたつたのでありますが、従つてその資金源は国庫から即金で、現金でもらうのだという扱いといたす考えでございます。昨年十二月に行いました商工中金に対する貸付金の二十億圓は公庫の出資に振り替へるのでございまして、出資に振り替へました後、なお相当期間、即ち二年程度の期間は商工中金の資金繰り等の関係もございまして、これを公庫から中金に対する貸付金として取扱うということにいたしたいと考えてございます。即ち公庫は一般には中小企業者自身に貸付をいたすのでございまして、この関係だけでは中金に対する貸付金を持つてゐることとなるわけでございまして、最後に、公庫に對する監督は、主務大臣といたしましての通産大臣及び大蔵大臣がいたすことと相成るわけでございます。以上公庫の設置の要点

につぎまして御説明申上げたのでございますが、公庫の会計につきましては、政府関係機関予算によりまして、その予算總額で二十億圓の借入れが認められております。従つて公庫の運用資金は、一般会計からの八十億圓のほかに借入金二十億圓を加へまして、中金への貸付を除きまして一億百億圓ということに相成るわけでございまして、公庫の収支は政府関係機関予算の百七十五億以下でございまして、収入見込五億九千四百万円、支出見込三億六千一百万円でございます。差引二億三千九百四十万円が一般会計の剰余として残るといふことでございまして、なお、公庫への一般会計からの出資は一般会計予算、大蔵省管財局の分、三百五十億でございますが八十億圓を予定してございまして、

なお参考資料といたしまして、從來各種の金融機関が設備資金等を中小企業者にどのくらい出しているか、或いは開業銀行、復興金融公庫、見返資金等から中小企業者にどの程度流れて行つてゐるか等の資料を御審議の御参考のために配付してございしますので、御参考になさつて頂きたいと思ひます。

○委員長(大矢半次郎君) 次に信用金庫法の一部を改正する法律案、二、相互銀行法の一部を改正する法律案、三、信用保証協会法、四、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、五、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案、六、産業投資特別会計法案、いずれも予備審査、右六案一括議題として、順次内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(河野通一君) ちよつと速

記をとめて頂いて……。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大矢半次郎君) 速記を始め

○政府委員(河野通一君) 只今議題となつております法案につきまして逐次御説明申し上げます。

第一は、相互銀行法の一部改正法案であります。これは条文といたしましては至極簡単な条文でありまして、先ほど提案理由の説明がありましたところまで尽きておるのであります。相互銀行の業務の運営をできるだけ円滑にいたして参りますために、相互銀行に從來認められておらなかつた内國為替の取引の業務を認めて参りたい、こういう趣旨であります。それがために所要の条文の改正をいたしたいといふことであります。極く条文自体としては簡単でございますので、特に御説明を加へる必要はないかと思ひますので省略して頂きたいと思ひます。(異議なしと呼ぶ者あり)

次に、信用保証協会法案でございますが、この法案も先ほど提案理由の説明がございました中で大体の仕組は申上げておるのであります。概要を御説明申し上げます。

第一に、この信用保証協会法案の目的であります。金融機関の中小企業者等に対する貸付等について、その債務を保証する信用保証協会の制度を確立し、以て中小企業者等に対する金融の円滑を図ることを目的といたしておる次第であります。現在御案内のように、全国に信用保証協会の制度が約五十余あるわけでございますが、これ

は民法の公益法人の規定に基いてできておりますものであります。一部は社團法人、大部分は財団法人の規定に従つてできておるのであります。然るに信用保証協会の仕事の性質から申しまして、一般の公益法人を対象といたして、一般の民法の規定だけにこれを委ねることは適當でないといふふうを考へられますので、この際今申上げましたような目的を以てこの信用保証協会の制度を特別法を以て制度化したい、こういうことであります。それによりまして信用保証協会の基礎を強固にし、併せて適切な監督指導も行い、その本来の業務でありますところの中小企業者に対する信用保証の制度を円滑に且つ簡便に行ひうるようになしたい、こういうのがこの法律の目的であります。

第二に、名称及び組織であります。が、名称は信用保証協会という名称を使うことにいたしております。又この組織はこの法律に基く特別の法人といふことであります。内容は民法第三十四条に規定いたしております財団法人の仕組に準ずることになつております。条文は非常に長い条文になつておりますが、組織法、つまり今申上げた財団法人に準ずるような組織規定が非常に多いわけであります。定款の作成でありますとか、業務方法書でありますとか、或いは設立に當つての登記とか、そういうふうな規定が非常に多いために条文が長くなつておりますが、今までのところありまます。そういう種類の財団法人的なものに準ずる取扱ひになつておりますので、一々これについて御説明申上げることを省略したいと思ひ

ます。

第三に業務であります。業務の範囲は大体現在信用保証協会が行つておりますところから従つてありまます。即ち中小企業者等が金融機関から資金の貸付、手形の割引又は給付を受けること等による、その給付と申しては相互掛金契約等、つまり昔で申してあります無償契約等に基きます給付を受ける場合であります。給付を受けることにより金融機関に対して負担する債務、この債務を保証することがこの信用保証協会の業務の内容であります。なお、これに伴ひまして中小企業者等の債務を金融機関等が保証いたします場合、この場合は例へば中小企業金融公庫、これらの公庫の代理貸付を金融機関が行ないました場合に、中小企業者等の当該借入れによつて生じます債務を保証した場合は起つて参ります。これは先ほども他の政府委員から中小企業金融公庫について御説明申上げたところにあつたわけでございまして、そういう場合にその保証につきまして更に信用保証協会が保証をいたす、こういうふうなことをできるやうにいたして参りたいと思ひます。

第四に、役員であります。役員は理事及び監事という名称のものを置き、その選任方法は定款にこれを定めると。定款において如何に定めるか、これらを見ますと、現在までの大体の慣例を見ますと、府県知事が任命をいたす、選任をするという制度が一番多いやうであります。恐らくこれらの今までの先例が踏襲される場合が相当多くはないかといふふうな想像いたしております。

第五に監督であります。主務大臣

は大蔵大臣及び通商産業大臣といたし
ます。設立は主務大臣の認可を受ける
ことが必要であります。この場合にお
きましては資産の総額の最低限度を政
令で定めることにいたしております。
資産の総額と申しますと具体的に申
上げますれば、その資産を構成する資
金でありますから、結局出資の総額、
出資及び出資以外の形で資産を構成す
るものがありますればそれも入ります
が、大体において出資がこの資産を構
成するものの主要分であることを御承
知願ひしたいと思います。それから
その他監督に関する規定を整理いたし
ておりますが、この監督規定は普通
の金融機関におきますような監督の
規定に準じておりますけれども、この
信用保証協会という制度の性質から見
まして、預金を受入れたらいたして
おります金融機関に対する預金者保護
の観点からする監督のような厳重な規
定は必要ないということで、その特色
に従つたような監督規定を設けており
ます。それから主務大臣の監督に関す
る権限の一部を地方公共団体の長に委
任いたすことができるものとしたして
おります。実際問題といたしましては
設立でありますとか、そういう基本的
な事項以外のものにつきましては、
日常の業務に関する監督はできるだけ
地方公共団体の長に委任をするという
ような形で実際の運営を円滑にいたし
て参りたい、かように考えているので
あります。その次に税法上の取扱ひで
ありますが、これは民法の公益法人等
と大体同じような免稅等の措置を講じ
てございます。それから経過的な規
定といたしまして、現在あります信
用保証協会がこの新しい法律に基

信用保証協会に転換いたします場合
における簡易なる転換規定を経過的に
設けてあるわけであります。以上が信
用保証協会法案の概要であります。
次に、国民金融公庫法の一部を改正
する法律案であります。これも条文と
してはいろいろ複雑であります。事柄
はそういう複雑な問題は実はないので
あります。第一は国民金融公庫の事務
所、具体的に支所でありまが、支
所の設置につきましては現在非常に厳
重な制限規定が付けているわけであり
ます。特別の府県を除きますと大体各
府県に一カ所という制約が付けている
わけでありまが、この現行法に基きま
す支所の設置は大体完了いたしました。
然るに国民金融公庫の活動がだん／＼
拡充されるに依りまして、各方面から
更に支所の設置を進めてもらいたいと
いう要望が非常に強くなって参つてお
ります。従いまして今後の経済状況等を見
まして、必要なところには今制限されて
おるような規定を削除いたしまして、支
所を更に設置することができるよう
いたしたい、こういうことで、その制
限規定を削除いたしましたのであります。
第二は、公庫の業務の一部を代理す
る金融機関の役員責任を明らかに
いたしますために、刑法その他の罰則
の適用については公務に従事する職員
とみなすことにいたしましたのであり
ます。これは実は同種の公庫、例えば農
林漁業金融公庫、又政府関係金融機関
でありまする開業銀行、輸出入銀行等
にも同様の規定があるわけでありま
す。なお先ほど御説明申し上げました中
小企業金融公庫法案においても、そうい
つた同種の規定を入れておるのであり
ますが、国民金融公庫につきましては、

この規定が実は入つておらなかつたわ
けであります。当初は割合代理業務と
いうものをそう多く拡大して参るつも
りも実はなかつたのではないかと考え
られるのであります。その後代理業務
を逐次拡充いたして参りましたのに応
じまして、今申上げました類似の政府
金融機関と同じような取扱ひをいたす
ことが必要であるということから、こ
ういう規定を入れることにいたしました
のであります。
次は、公庫の資本金であります。が、
現在百三十億圓となつておりますもの
を、目下御審議頂いております二十
八年度予算に計上いたしてありますよ
うに四十五億圓の出資を増額いたしま
して、資本金を百七十五億圓といたす
ために条文の改正をいたしたいと存ず
るのであります。
それから、次は公庫の役員員の退職
手当についての規定であります。が、現
在は公庫の役員員の退職手当は国家公
務員に対する退職手当の法律をそのま
ま適用されておるわけでありまが。然
るに公庫の役員員が先般の法律の改正
によりまして、国家公務員からの適用を
除外することに相成りましたのに応じ
まして、その退職手当につきましても国
家公務員に対する退職手当は別個の取
扱ひをいたして来た。そのためにこの
国家公務員に対する退職手当の法律を
適用しないことにいたしたいと存する
のであります。併しながらこの公庫が
純然たる政府の金融機関であるという
観点から、その退職手当に関する基準
等につきまして、全く自由にいたすこ
とも如何かと考えられますので、退
職手当の支給の基準につきましても大
蔵大臣の承認を要することとしたした

のであります。
次は、今申上げました問題に関連い
たしまして、公庫に適用されておいま
した国家公務員共済組合法の適用、即
ち現在公庫につきましては、国家公務
員共済組合法の適用を受けておるわけ
であります。が、先ほど来申上げました
ように、公庫の役員員が公務員でなく
なり、退職手当に関する取扱ひが国家
公務員と違つた取扱ひを受けるという
ようなことに伴ひまして、これらの福
祉施設であるところの国家公務員共済
組合法の適用を除外いたしまして、一
般の共済厚生施設にこれを乗り替えて
行くことにいたしたいと考えておりま
す。以上の改正に伴ひまして、公庫に設
けられております共済組合の解散及び
その清算並びに残余財産の処理等につ
きまして、所要の経過規定を設けた次
第であります。
以上が国民金融公庫法の一部を改正
する法律案の内容の説明であります。
それから次は日本輸出入銀行法の一
部を改正する法律案の内容の説明を申
上げます。
輸出入銀行法につきましては、設立
以来数次に亘りましてその業務の改善
を図りますために、法律の改正をして
頂いて参つたのであります。が、最近に
おける我が国の輸出入貿易の事情、特に
プラント輸出に関する促進を図つて参
りますことが、極めて重要な課題とな
つて参りましたのに鑑みまして、輸
出入銀行法を改正して、その使命の達
成に更に十分なる活動ができるように
法律を改正いたしたいと存するのであ
ります。改正の主なる点は次に申上げ
るようなところであります。
第一は、海外投資に関する金融であ

ります。即ち次に掲げますような場合
におきましては、日本輸出入銀行が投
資に必要な資金の供給を行うことがで
きるようにいたしたい。次に述べる場
合と申しますのは、第一は当該事業へ
の投資が、我が国の輸出の振興のため
に必要である場合、第二の場合は、当
該事業への投資が、我が国の輸入市場
の国際収支上より有利な輸入先への転
換のために必要である場合、この場合
におきましては海外投資のために必要
な資金の供給を輸出入銀行に行わし
めようと思ふのであります。具体的な例を
申上げますと、今の第一の場合、つまり
輸出振興のために必要である場合と申
しますのは、例えば紡織機などを、日
本側の投資によつて或いは現物投資に
なりますが、現金投資となりますか、
とにかく投資によつて向うへ紡織工場
を作る、そういういたしました場合に、そ
の紡織工場ができることによつて、日
本からその紡織機その他の輸出が伸び
るといつたような場合におきまして
は、その紡織工場に対する投資をいた
しますための資金の融通を輸出入銀行
に認めて参りたいというのが、第一の
場合であります。それから第二の場合
は東南アジアなら東南アジアの或る地
域に鉄山の開発の工場を設立する、工
場と申しますか施設を設立する、それ
に対して現物投資をいたす、それによ
つて、その鉄山から、日本が必要とい
たします有利な鉄鉱石なり石炭なりが
入つて来るというふうな場合におき
ましては、その当該鉄山に対する投資
のための資金の供給を行なつて参りた
い。こういうことであります。
投資の主体は、今申上げましたよう
な投資に対する金融をいたします場合

その投資の主体は、本邦の輸出入業者、本邦の製造業者その他の本邦法人又は本邦人とする。こういうことについて参るわけであり。

融資の期限は原則として十年、後に申上げますように、一般のプラント輸出等の場合における融資の期限は、今度この法案によつてお許しを願うことにしたいと思ふのでありますが、一般の場合におきましては五年以内ということにいたしてあります。投資という性質から言ひまして、どうしても資金の返還の期限というのは長くなるのであります。これを一般の原則を更に延長いたしまして原則は十年以内、特別の事情がある場合においては十五年まで延長できるようにしたいと思ふのであります。

それから第二に改正の大きな点は、海外における生産事業資金に対する金融であります。これは先ほど海外投資に対する金融のときに申上げましたようないろ／＼な条件を満たすような場合におきまして、本邦の製造業者その他の本邦法人等が、みずから海外において生産事業を行い、そのために施設を先方に作る、例えば日本の生産業者が製鉄の工場を先方に造る、そういう場合におきましてその設備の新設拡充等のために必要な資金が要ります場合には、海外投資の場合に準じてその施設等をいたすために必要な資金の供給を、この銀行に行わせて参りたいと考えるのであります。これらの場合における融資の期限その他につきましても、海外投資について申上げたことと大體同じような取扱ひをいたして参りたいと考えております。

それから次に大きな改正点の第三点

は、輸出金融業務の範囲を拡大したいという点であります。現在は御承知のように現行法におきましてはプラント、いわゆるプラント輸出と申してありますが、設備輸出のための金融とすることが輸出銀行の業務になつておるわけであり。最近の状況を見ますと、必ずしも設備に限らなくても、相当長い期間の、長期の支払い条件を付けたような設備以外の輸出というものが起つて参ります。特にプラントに附随するような原材料、そういうものがあるものが非常に多い支払い条件が付けられておるものがあるのであります。我が国の輸出を伸ばすという点から、而もそれらの長期の金融という点になりまして、なか／＼市中の一般の金融ではこれは賄ひ切れんというものが往々にして事例が起つて参つておりますので、設備以外の商品でも市場の開拓若しくはその輸入市場の転換に特に必要だと認められます場合に

おきましては、これを日本輸出入銀行の融資対象として行くことにしたいと考えるのであります。例を申上げますと、アルゼンチンで現在引合が進んでおるのでありますが、送油管、油を送りますパイプの原材料としての鉄の板を向うへ出すという問題が今あります。この鉄の板が果して設備であるかどうか、これは向うへ持つて行つてそれをパイプにいたすわけであり、実は非常に疑問があります。私もこれはこれらのは仮に設備でないといつたとしても、輸出入銀行としてこれを取扱ひせることが必要であらうと考へますので、これを輸出入銀行の融資の対象

に入れたい、こういうのであります。同じような例はペキスタンとの関係におきまして、農機具等について同じような問題があります。必ずしも設備と言へるかどうか、疑問な点があります。が、支払条件が相当長く、而も日本の輸出振興には非常に役立つといつたようなものがあります。なお、問題といつたしましては、例えば今同じペキスタンの関係でこちらから肥料を出す、而もその肥料の代金を米によつて五年から五年という期間の米の輸入によつてこれを決済するという通商上の話合が実は今進んでおるのでありますが、そういう場合における肥料までも輸出銀行が取扱ひすることがいいか悪いかという問題につきましては、まだ結論は出ておりませんが、支払条件が長くなつておきましては、それらの場合ににおきましては、特殊の場合におきましてはやはり認めて行くような方向に考へて参らなければならぬのじやないかという点も考へております。またこの点は実は結論は出しておりませんが、そういうことがどうしても輸出入銀行でなければ金融が付かないという場合におきましては、これらの問題も取扱ひするようにして参りたいというふうに考へております。

日本輸出入銀行が新たに設備等の輸出に関する入札保証金の融資をを行うようにしたいといふのが、この輸出金融業務の範囲の拡張、第二の点であります。これは現行法におきまして、契約の締結が極めて確実な場合に限つて輸出入銀行は融資ができることになつておるのでありますが、最近の

引合については、入札保証金も相当な金額に上るのであります。そういう場合には契約成立の確実性はまだないのでありますけれども、入札に加入いたしますための保証金につきましては、相当多額の金を必要といたします。場合によっては、これを輸出入銀行において融資の対象として取上げることを認めて参りたい、これが輸出金融業務の範囲の拡張の第二の点であります。

それから第三の点は、設備等の輸出に対する融資は、その輸出契約の締結前でありまして、売却の見込みが確定である場合、その場合におきましては、これも日本輸出入銀行の融資の対象とすることができるようになりたいた。これは具体的に申上げますと、例えば委託販売のような場合であります。委託販売であります。これはそれが売れるということはつきりまじきまつていない。併しその商品に向うへ持つて行つて大體において売れるであろうというふうな見通しがつきましたものにつきましては、日本輸出入銀行が、契約が確実に締結されていなければならぬ場合におきましてこれを融資をすることができるようになりたいたと考へておるのであります。

改正点の第四の点は、輸入金融業務の拡張であります。現行法におきまして、輸出入銀行の輸入金融業務は二つの条件が付けられております。一つは輸入の前払金の支払が必要であります。場合において、その輸入の前払金をするということが一つ、それからその前払金の使途が現地における事業の拡充に充てられる場合に限つておるのであります。この現地における事業の拡充にその資金が充てられるという制限を

付けることは、最近の状況から見ますと必ずしも必要でないように考えられます。むしろ無用の制約になつておるのでありますので、前払金をしなれば輸入が著しく困難となる場合におきましては、その資金が現地の事業の拡充に充てられよう、というふうな資金に充てられよう、輸出入銀行としては輸入金融業務の対象として取上げることができるようになりたいた、これが第四点であります。

そのほか若干細かい点で改正がありますが、その第一点は、一般の輸出入金融の場合におきまして輸出入銀行の融資の期限を延長したいという点とあります。現行法は、先ほどもちよつと申上げましたように、原則三年以内、特別の場合においては五年まで拡張することができるようになつておりますが、それを一般の場合におきましては五年まで、特別の場合におきましては十年までこれを延長し得るようにしたいと思ふのであります。御案内のように最近輸出競争が非常に激しくなつて参つております。欧米各国の場合に非常に有利な条件を提供いたしまして、従ひましてその支払条件等はだん／＼長くなつて来るような事態でありまして、現在まで私どもの承知いたして参りますところでも七年ぐらゐの支払期限というふうなものも引合が相当あるようであります。従ひまして現在の最長五年という制約は、輸出入銀行の業務の円滑な運営上非常に支障がありますので、これを今申上げましたように延長したいといふのであります。

それから次に輸出入銀行は、現行法によりまして、市中銀行との協調融資

ということが条件になつておるのでありますが、特別の場合におきましては、市中銀行との協調融資でない單獨の融資もできるような途を開きたいというものがその次の点であります。

それから更に、日本輸出入銀行法では、設立後五年を経過したのちにおきましては、新たな貸付はできないという制限があるのでありますが、この点につきましても、そういう制限をこの際置いておく必要はございませんので、これを除きたい、かように考えておる次第であります。

それから次は、輸出入銀行が本来の業務を行なつて参りますために必要な範囲においては、外国為替銀行としての業務を行い得るようになつて参りたい。これはこの外国為替業務を行い得るようになつて参りますことによつて、市中の外国為替銀行と同じように相当広い外国為替業務を行うことを考えておるのじやないものであります。輸出入銀行が本来の業務を行なつて参りますために必要な場合において、そういうつた外国為替業務を行なうことが必要であるからであります。たとえて申上げますと、輸出入銀行は保証ができるようになつて参りますが、いろいろな輸出入関係の融資に伴います保証をする。殊にこれは大体外貨で保証する場合が多いのでありますが、そういう保証状を發行する、一種の広い保証信用状であります。保証信用状を交付することを認めて参る。そういう輸出入銀行が本来の業務をやつて参りますために支障のない範囲で外国為替業務を行い得るようになつて参りたいと思ひます。

以上いろいろの広汎なる事項に亘つての改正法案であります。先般解散前の国会に御提案申上げました輸出入銀行法の改正法案と骨子は大体同じであります。それと違つた点だけを繰返して申上げますと、第一は、設備以外の長期の輸出金融についてもこれを認めて参りたいということにいたしました。これが前国会に提案いたしましたのに附加しております第一の点であります。

それから第二の点は、一般の融資期限を、前国会に提案申上げましたときは原則五年、特別の場合七年ということにいたしましたのでありますが、その後の事情を見ますと、やはり七年というものは少し窮屈に過ぎるのであります。これを十年に改めた次第であります。以上の二点のほかは前国会に御提案申上げましたところと同様な趣意によつてきておる次第でございます。

以上で御説明を終ります。○政府委員（白石正雄） 産業投資特別会計法案につきまして、内容の御説明を申上げます。

本会計の設置の趣旨その他につきましては、すでに提案理由におきまして申述べました通りであります。ここにおきましては本法案の各条につきまして、簡単に本会計の構造の内容を申上げたいと思ひます。

先ず第一条であります。ここに先ずおきましては、本会計設置の目的を規定してあるわけであります。経済の再建、産業の開発及び貿易の振興等、国の財政資金を以て投資することを適当とするものために、特に国の資金を投資する目的で産業投資特別会計を設置するということにしてあるわけであ

りまして、第二項におきまして、本会計の資金の源泉となるものは、別途提出をしておりますところの特別賦税、国債の発行による収入金と、従事米國対日援助見返資金特別会計において運用して参りましたところの資産を承継いたします。この二つの源泉から生じまする資金を基本といたしまして、本会計の運用に充てるということと規定してあるわけであります。

次に第三条におきまして、本会計におきましては、資本の觀念を設けておるわけでありまして、それは従来米國対日援助見返資金特別会計におきましては、対日援助物資等の売上代金が見返資金に繰入れられて、その繰入れられた額をそのまゝ支出といたしまして、特別な投資を行なつていたわけでございます。ここに産業投資特別会計を設けるに當りましては、やはり資本という觀念を設けておるわけでありまして、この會計の運用を適切にやるということが必要であると考えられまして、第三条に資本の觀念を設けたわけでありまして、資本といたしましては、米國対日援助見返資金特別会計の停止の際における同會計の資産の額から負債の額を控除した額を先ず資本と考へることになつておるわけでありまして、それは只今配付いたしました資料のほうに掲げておるわけでござい

ますが、その第二表を見て頂きますと、対日援助に見合う繰入額といたしましては、三千六十五億圓に達してあるわけでありまして、そのうち支出せられたり「使用」として見返資金の資産から控除せられたりしたもののが千四十九億圓ほどに達してありまして、その表の

下欄に掲げてありますように、公企業、債務償還、その他に使用せられたりしてありますが、それを控除いたしまして、差引資金といたしましては二千五百億七千二百萬圓と、かように相成つておるわけでございまして、これがその後の運用によりまして、運用利益が二百六十五億圓ほど、これは七月の末の見込であります。生ずることになりまして、投資特別会計設置の際に見返資金特別会計から引継ぐことになりまして、この資産は二千二百八十億圓といたしまして相成る見込であります。更に財政投資といたしましては、一般會計から日本開發銀行及び日本輸出入銀行に対して御承知のように出資をいたしておるわけで、その出資金も本会計に投資することが適當であるかと考へられますから、これも資本に投入するということに考へておるわけでありまして、この金は日本開發銀行に對しまして千五百二十億二千萬圓、日本輸出入銀行に對しまして百三十五億圓、合計千八百七十七億二千萬圓と相成つております。従いまして、産業投資特別會計が設置せられたときの資本金は三千四百六十八億七千八百萬圓ということに相成る予定であります。

次に第四条であります。第四条におきましては、この會計において取扱います歳入歳出を規定してあるわけであります。歳入の主たるものは特別賦税、國債の発行による収入金でありまして、そのほか出資に対する配当金とか、回収金とか、或いは貸付金の償還金とか利子、それから日本輸出入銀行及び日本開發銀行の利益金が國庫に納付せられますが、この國庫納付金も本會計の収入に取るというふうに予定し

ておるわけでありまして、更に歳出といたしましては、出資の払込金、貸付金、その他の諸費を以て歳出とするというふうに予定してあるわけであり

ます。

第五条以下におきましては、特別會計に伴う例文的規定を設けたわけであります。歳入歳出予算計算書の作製とか、歳入歳出予算の科目の区分とか、予算の作成及び提出の処理というふうなものを規定してあるわけであり

ます。

第八条におきまして、損益の処理について規定をいたしておりますが、本會計を設けまして財政投資を統一するということを見地から考へます場合におきましては、その利益は本會計に積立てまして、次の投資の財源に充てるということが最も適當であらうかと考へられますので、積立金として整理をするという規定を設けてあるわけであり

ます。

更に十條以降におきましては、やはり手続的な規定を設けておりまして、第十二條におきましては、余裕金の預託は、これは資金運用部に限る旨を規定してあるわけであります。これは、これは従来特別會計におきましては、余裕金の運用はすべて資金運用部の預託といたすることに限られておりましたので、その例に倣つたわけであります。

えにならなければならなかつたと思
います。これができましてから僅かの
期間しか経たないのに、こういうよう

な改正があるということについて、その銀行を作られたときの設立見通しというものについて甚だ不審に思う。なぜ当初に改正をあえてしなければならぬことまで、当然業務を拡張すべき銀行の法案についてしておらなかったかということについて、当時の事情を

お差支えない範囲で承わりたいと思います。

○政府委員（河野通一君） お尋ねの点であります。これは二つ実は理由と申しますか、事情があると思います。

一つは、やはりこういう輸出入銀行という政府の新しい政府金融機関の業

務の内容は、やはり客観情勢と申しま
すか、貿易の、特にプラント等の輸出
の市況の状態、或いは相手方の経済状
況、そういったふうな問題に非常に左
右されることが多い。従いまして、設
立の当初におきましては、例えば海外
投資金融を行うということは実は予想

してはなかったものと思う。その後の状況を見ますと、やはり東南アジアに対する開発に協力をいたして参りますといったようなことから、やはりどうしても投資という形で向うに長い資金を持つて行くことが必要になつて参るという事情が実は起つて参る。

これはその当時から見通しが付かないのはおかしいという御議論になると思いますが、その当時は実はそこまで業務を拡張する必要はなかつたのじやないかというようなことではなかつたかと思ひます。

それからもう一つは、ブランド以外

出金融等につきましても、その当時におきましては、そういったものにつきましては、一般の市中の貿易金融で行けるであろう、そんな支払条件が長くなるであろうというところは実は考えていなかった。ところがその後国際情勢がだん／＼変つて参りまして、競争が非常に激しくなり、そうしてそういうプラントでないものまでも支払条件が長い期間だん／＼競争して付いて来るということになる。そうしますと、一般の金融機関ではなか／＼むずかしいという事で、これらのものについてまで拡張しなければならぬということになつて参りました、当時私もそれが設立に當つて考へておりましたところと相当變つて参つたということが一点であると思ひます。

それから第二点は、これは理窟でも何でもないので、その当時の事情であります。これは御承知のようにドツジ氏が日本に参られまして、何回目かに参つた時に実はこれは誕生を見た占領中の所産であります。その当時はドツジ氏はそう強く輸出銀行というものに賛成はしてなかつたのであります。併し日本が輸出をどうしても與さなければならぬ、それにはどうしても政府金融機関が要するということで漸く作り上げられたのであります。その場合にも非常に強い制約を条件に付けられたのであります。従つて当時といたしましては、限られた業務の範囲内において、而もこの法律の条文を御覧になりましても非常に複雑な細かい規定が入つておるわけでございます。そういうような規定が入りました理由は、理窟でなしに、實際問題としてドツジ氏の示唆に基いてそうなつたのであり

ますが、この二つの理由から来ておると私は思ひます。

○岡崎眞一君 先ほどの御説明の中に、パキスタンへの肥料の問題、或いはアルゼンチンへの薄板の輸出というような問題について、輸出入銀行で貸出しをするということについてまで拡張し得るという、一つの例としてお話があつたのですが、これは性格から行くと少し問題があると思ひますが、今の際においては止むを得ないかも知れませんが、こういうものに貸出しをするという事で、勿論これは主務省たる通産省なり大蔵省と相談の上ではあると思ひますが、併し、この決定、貸出しをするというように至つた主原因が最初どこにあつたかということとを突は伺ひたい。というのは、実は輸出入銀行の監督官庁が大蔵省であるというところから、この貸出しその他について始終連絡があるとは考えますけれども、その監督の一つの片鱗として、こういう問題についてどういふような考へ方をいふもお持ちになるかという意味でお尋ね申上げたのです。

○政府委員(河野通一君) 今のお話の点の、業務の範囲の拡大につきましては、貿易業界、メーカー、通産省は勿論、大蔵省、輸出入銀行、皆強い要望もあり、又そうしなければならぬという必要性が皆が感じておるわけであり、誰が言ひ出したという問題は、これはいろいろ御承知かと思ひますが、輸出入銀行の中に輸出入金融懇談会というのが月一回開かれておりますが、これは私も出ますし、通産省の関係のかたも、外務省の関係のかたも出られる。それに市中銀行、日本銀行、

メーカー及び貿易業者、これらの各界の代表的な方々／＼が集まられて月に一回会合いたして参ります。これらの会合を通じて、これらのかたが誰が言ひ出したというところでなしに、すべての人々が必要性を認め、且つ強く要望されておる。こういう次第であります。

○岡崎眞一君 それでは各界が要望しておられるから、監督官庁の大蔵省としても、それは輸出入銀行に貸出しをすることがいいだらうというふうなサゼッションが突はあつたのですか。

○政府委員(河野通一君) サゼッションといひますか、この法律を改正いたしまして、そういう業務が行われるというようにいたしたい。そのための改正を今お願いいたしておるわけであり

○岡崎眞一君 それから、そのことはそれで打切りました、その次に国際入札のことについて証拠金の貸出、これは日本の貿易の実際の場合を見ますと、相当日本人同士の競争というやうな問題があつて、そのためにお互いがつまらん損をする。例えば今回の特需関係で不渡りをたくさん出したというのもそういう現われだと思ふのです。こういう性格は日本人の商売として相当あると思うのです。そこでこういったやうな問題について競争入札をするおの／＼の人に輸出入銀行が証拠金を貸出すとかいふやうな際に、むしろこういうことを今度逆に貸出をする、せんといふことをよつて引締めて行くといふことも考えられると思ふのです。そういうことについては大蔵省としては輸出入銀行がそういう働きかけをするといふやうなことにして種々

連絡をなすつておられるかどうか。

○政府委員(河野通一君) この金融を余りルーズと申しますか、安易にやつて参りますと、今お話のように共食ひ的な弊害が起つて来る虞れもあることは、御指摘の通りだと思ひます。これは一にやはり輸出入銀行の金融をいたします場合の心組と申しますか、そういう指導的な考え方がかかつておるべきであります。私も個々の融資について一々指図をいたしますというところは、そういうことをするならば実は経営者なども要らないわけでありまして、やはり總裁以下練達な方々の責任において運営してもらいたい。これは私どもは全体を監督いたしておるわけでありまして、個々の問題については、私どもが指図をいたしますより、そういう練達な責任を持つてやつておられる経営者のかた／＼が十分にそのことの弊害の起らないやうに配慮してもらふことが先ず第一に必要であらうと考えます。今後ともそういう面

の弊害が逆に起つて来るやうな点のないやうに私どもも注意いたして参りたい、かやうに考へております。

○小林政夫君 今の岡崎委員の質問に關連するのですが、一体この業務範囲の拡張ということ、いま銀行局長が述べたやうな理由もさることながら、大体先だつて以来私が問題にしておるやうに、店は開いたけれども一向に金の使ひ途がないといふことから、だんだんもつと貸付範囲を拡げて金を使うやうにしよう、こういうやうな狙ひが相当多くあると思ふのです。これはあなたはその言わんだらうけれども、二百十億の金を持つて五月末貸付残は

五十二億六千万円というやうなことで、百五十七億近いものが眠つておるというやうなことは実に勿体ないことと、これをできるだけ範囲を拡げることによつてうんとその金が使えるやうなというやうな意味が相当あるやうに思ふのですが、こゝまで拡げて来ると、一般の市中銀行との区別が甚だつきにくいものとなつて来るのじやないか。で、そういう観点から具体的に御尋ねしますと、先ずプラントに付随する原材料という例で、設備以外の製品であつてもその金をつける、こういうことは、今のあなたの例示として言われたやうなことであれば先ず／＼許容できると思ふのですが、これが今のやうに金が相当余つておるといふことであると、やはり業務担当者としてはできるだけ業務範囲を拡張するといつて、体裁の悪い金を遊ばしておくとやうなことはやりたくないといふ氣持から、だん／＼非常にルーズになつて行くのじやないか。そうすると、一般市中銀行がやれる金融までつけて行くといふことになる虞れが多分にあると思ふ。その点はどういふやうにやつてあなたのはうは線を引きつゝもつてあるのか。

必ずプラント輸出に伴つてその附屬品か、或いは原材料か、判定がしにくい。必ずそのプラント輸出に伴う組合せといふか、一緒の製品といふやうに解しておられるのか、製品は製品として切離しても融資ができるというやうに考へておられるのですか。

○政府委員(河野通一君) 御指摘のやうに、この規定を拡げましたことによつてこれが非常にルーズに濫用されるということになりまふと、今お話のやうに一般の市中銀行の貿易金融と申し

ますか、その分野との間の競争という
ことが起つて参るのであります。従
まして私どもはこれを厳格に適用いた
して参りたい。その場合には、私が先
ほど申し上げた一例はそのプラントに
ついて行くもの等を大体考えて申し
上げたのですが、これはまあ一例であ
ります。そのほか、プラントに必ずしも
くつついて行かなくても、あとからそ
れを追つかけて行くものもあるかと思
います。例えば、ちよつとその国は忘
れましたが、ベアリングの工場をこ
こに作る、そのベアリングの材料をこ
ちから出して行くといったようなも
の、これはその部分品じやないのであ
りまして、原材料みたいなものをこ
ちから出すといったようなものもあり
ますし、必ずしも設備の部品といった
ような考え方をとるわけには参らんと
思ひます。併しさればと言つて一般の
繊維製品でも雑貨でもなんでも、支
期限が長ければすべて市中銀行でつか
ないから、ここまで輸出銀行が業務
を拡張するといったようなことは、こ
れは厳格に参りたい。法律をきま
す場合に、何かうまい制限したような
書き方がないかと思つていろいろ考
えて見たのであります。併しなか／＼こ
れも書き方としてはむづかしいのであ
りまして、私もどもいたしましては、
これを業務方法書においてはつきり規
定して行く、そうしてそれによつて輸
出入銀行みずからその業務の範囲につ
いては必要の最小限度のものをやつて
行くというふうにして参りたい、かよ
うに考えております。具体的に申上げ
ますと、差当りのところでは、例えば
第一は先ほど申し上げました鉄鋼、非鉄
金属等の中間製品であつて、そのま

の形状では現行法上プラントと言えな
いといったようなものがあるわけであ
りまして、こういったものをまず第一
に考える。その次に現行法の輸出入
銀行の対象でありますプラントに随
伴して輸出するもの、独立には行かな
いのだが随伴して輸出されるような原
材料、先ほど申し上げましたベアリン
グの場合等。第三には国民経済の発展に
必要不可欠な重要物資の輸入に關連し
て起つて参ります輸出物資、これは
例を申上げますと、長期の輸入契約
に基いて米を輸入する、そういった場
合におきまして肥料を輸出するとい
つたような場合、先ほどちよつと例をバ
キスタンの場合に申上げたのでありま
す。これらを考えたらどうだろうか
と考へておるわけでありまして。ただこの
第三の問題は、先ほど申し上げました
ようにそこまで拡張することがいかに悪
いか、これは各委員の御意見を十分承
わつて、それが適當でないという御意
見でございしますれば、私もまた考へ
なきやならんと思ひます。まだ今のと
ころはその程度に限れば私はそう弊害
はないのじやないかと考へております
けれども、御意見をお聞かせ願つた上
で善処をいたしたいと思ひます。

○小林政夫君 最後の米の輸入の見返
りとして肥料を輸出するなんというこ
とをやつたら、これはもう枠を外した
と同じことですよ。何でも理窟はある
のだから。国民生活に不可欠なもので
なければ貴重な外貨を使つて輸入する
ようなことを考えるはずはない。むし
ろ贅品の輸入が街に汎濫しておるこ
とがアブノーマルの状態なんで、大い
にさういふことは我々としては取締つ
てもらいたい。外貨の割当などせず

おいてもらいたい。だから、いやしく
も輸入するというならば、国民生活の
必需品であつてほしい。こういう観点
から行けば、国民経済の発展に役立つ
輸出入ならこの銀行が資金をつけるこ
うことなら、何だつてやれる。これは
もう区別はつかない。併し長期だとい
うことだけが他の銀行とは違ふのだ、
こういう理窟があるかも知れませんが
が、併しよほどこれは問題で、その具
体的な事例、契約内容を見なければわ
からんけれども、相当業務の範囲が拡
充されて、殆んど他の市中銀行と違ふ
ところがないこれはくずれる因である
と考へます。

それと、それからもう一つの事例と
しては、大体今まで我々輸出入銀行の
貸出金、貸付方法等については、開銀
とは違つて問題にしておらなかつた。
だから先ほど来平林委員から開銀の融
資先云々という話があつたけれども、
この委員会においても、開銀の融資先
は、相当区別的な融資先を出すとい
うことは、私自身も言つたことがある
し、そういうことになつております
が、輸出入銀行については未だ曾つて
そんなことを言つたことはない。そう
いふことは必ず一般市中銀行と協同融
資であるといふことから、我々は先ず
先ず安心しておつた。ところが今度は
例外として、特別の事由がある場合に
は例外を認め、単独融資をすることが
できる。こういうことになると相当考
えを要する。特別の事由とは一体どう
いうことなのか、協調融資が建前であ
るならば、今のようないふプラント輸
出に伴う附屬品とかいふようなものは、
これは全体のプラント輸出から考へれ
ば金額は僅かなものだと思う。僅かで

あるべきだ。附屬部分だとか附屬に
伴う原材料だとかいふことであれば、
全然向うに持つて行つて組立てるとい
ふことなら別だけれども、そういうこ
とは本来の建前から言へば、主たるプ
ラント輸出だ、そういうものを輸出入
銀行が氣をつけて、そういうものに對しては市
中銀行が協調融資の建前で賄つてもい
いはずだ。ところが具体的契約をよ
く知らんから資金量がどうなつて
るかわかりませんけれども、原則的には
うあるべきだと思ひます。そこまで範
圍を拡張して行くことは、市中銀行の
協調融資といふ枠を、特別の事由云々
といふことでなしに、むしろ特別の事
由の例外が主となつて単独融資が行く
ときには、どん／＼殖えて行くのじや
ないかといふことが考へられる。今そ
う言へばあなたはそうじやないと言
うかも知らんが将来の運営によつては
んだんそういうことになつて行く可
能性があると思ひますが、その点はど
うですか。

○政府委員(河野通一君) 第一点の御
質問であります。これは今小林さん
が御自身で言われたように、肥料でも
何でも輸出と結び付けたいといふ
のじやないの、長期の支払条件、特に
通商協定その他で具体的に五年なら五
年の分割支払といふようなもので行
われる輸出であります。そういう場合
におきましては、なか／＼これは實際
問題として市中の金融に乗りにくい。
これは間違いない乗りにくいのであり
ます。現に私もこの問題について
考へて、肥料の輸出の金融の問題がい
ろ起つておりますけれども、市中銀行
では五ヶ年という期限ではなか／＼む
ずかしいというふうな状態になつてい

る現状であります。そういった場合に
おいては、それじやないという原材料、
商品については輸出入銀行は介入すべ
きでないといふことにいたしますと、
市中でうまく付くか付かないかとい
う問題が非常に私は疑問だと思ひます。
折角通商協定でそういうものができ、
必要なものを輸入し、又拡張輸出が
できるというならば、私はそのための金
融的裏付け何らかの形で付けてやるの
が当然だ。而も市中で付けてやること
が困難ならば、政府機關たる輸出入銀
行が当然やつて然るべきじやないかと
考へております。事例を私は安易に表
すつもりはありませんが、そういう途
は拡げて行く。而もそれが濫用されな
いようにできるだけ注意をして行く。
これは私も十分にその点は監督は
いたして参りますし、同会におかれま
しても十分なる御監視を願へれば結構
だと私は思ひます。

それから第二の点は協調融資の問題
であります。これは御意見は誠に御
尤もだと思ひます。これも濫用いたし
ますと、お話をうに市中でやれるも
のを補完的義務を果すべき政府機關
がやるという結果になります。併し現
在には非常に支払条件が競争が激烈に
なつて、だん／＼延びて参ります。
現に今御審議頂いております輸出入銀
行法の改正案におきましても、相当融
資の期限を延長したいといふことに考
えてゐるわけでありまして。仮に十年と
いつたような長い支払条件の輸出入金
融につきましても、果して市中銀行が
それに乗つて来るであらうかどうか。私
どもがここで考へてゐます例外とい
うのは、支払条件が非常に長期であ
つて、且つ市中金融ではなか／＼乗つて

来ないというように限つて単独融資を認めたい。飽くまで協調融資を原則的にして行くことは、間違ひなくやつて行くつもりであります。ただ協調融資の場合でも、最終の支払期間が長くて、それが、年終で返済されてくるといつたような場合には、市中のペーテイシベリといふた分については優先的に払ふ優先返済の途を開くならば、これは必ずしもできないことではないと思ふのです。ところが年賦で払うというのが、一般の条件では必ずしもできないわけでありまして、とにかく十年間という、言葉は悪いのですが、例えば十年間その金が寝てしまふような場合があるわけですね。支払条件によつては、そういう場合におきましては、やはり市中銀行としては資金の性質からいつて十年も寝かせて置くことは困難で、而も金額が嵩めば嵩むほど困難であるという問題が起つて来ます。そういう場合に処しまして、融資の期間を延長いたしましたものと裏腹になつた考え方から、そういう特長に長い金融であつて而も分割返済でないような場合におきましては単独融資の途を開いてやることがどうしても必要である。併しこの点は先ほども申し上げましたように、御指摘の通り濫用になつてはいかないことと、できるだけ原則は、飽くまでペーテイシベリジョンでやつて行くという原則は厳守をいたしたいと思つてゐる次第であります。

○小林政夫君 長期信用銀行というのは何のために作つたのですか。
○政府委員(河野通一君) 長期信用銀行は債券を発行して長期の国内金融をやるために作りしました。

○小林政夫君 国内金融であるけれども、今のような程度のことなら、長期信用銀行は何も設備資金に限らなければならぬわけじゃないので、長期の金融であるならば、そういうことが或る程度長期信用銀行との協調融資といふようなことでカバーできると思ひます。今銀行局長が言つたように、どうしても十年というものがむずかしいといふことになれば、年限を半々にして、前の五年を市中銀行で付けて、あとは輸出入銀行で付けるという協調融資でやれると思ふ。それが十年も分割払ひやないのだという契約があるかどうか。そういうことも或いは考えられるかも知らんけれども、実際の契約として十年間大金が全部寝てしまふといふことは、具体的契約の事例としては起り得ないと思ひます。で、今のような濫用を防止する、監督をする、こういうことだけれども、一番手つ取り早い監督の方法は、意見を申述べますと、要するに資金量を少くしておけばいい、出そうにも出せない、濫用して使おうにも金は出せないといふ、こういうことにおきさすれば濫用はない。だから今のようにならば資金量の三倍の金をダブつかせておくから問題になつて来るので、これをうんと締めて必要最小限度、濫用しようにもしやうのない資金量にしてむしろ必要につれて資金量を殖やして行く、あとから資金が追つかけて行くという形になつてゐる、實際必要もないのに金を日本銀行に預け、或いは食糧証券を買つて持つてゐるという状態ではこれは濫用になる虞れがある。如何にあなたが監督するといつても、ついでに金は流れて行くことになる。その点は如何ですか。

○政府委員(河野通一君) 折角のお話であります。その点につきましましては、私は小林さんと全く見解を異にします。(笑)資金がダブつてゐるかどうか。現状はダブつてゐるが、私はこういう法律の改正をして頂く、これは法律を改正するのは、先ほど小林さんが言われたような意味で法律を改正するものではなくして、つまり金がダブつてゐるから、その金の使ひ途を拡げるためにやるのでなくして、日本の長期の輸出を振興し、又長期の輸入を進めるために国の経済として必要なことをやつて行くために拡張したものでありまして、余つてゐる力を使はせるためにやらせることではない。そういう必要のために法律を改正願つて業務をできるだけの円滑に行かせ、而も国際情勢等からみまして、いろいろな点から、これは詳細に申上げる必要がありまして申上げたいと思ひます。が、私は今年は相当の条件が、いろいろな形で輸出入銀行の業務の拡大が期待されるようなことがいろいろな点でできて行く。これは具体的に若し必要があれば申上げますが、そういう点から、今予算上考えられておりますような輸出入銀行の融資、つまり本年度に二百十億といふものは相当大きな公算を以てそれが実現できるというふうに私は考えております。尤もこれはいつも申上げますように相手のあることでございまして、私が一人ここで張つても、なか／＼それは簡単に行かんかも知れません。私は従来より今度は相当国際条件及びいろいろな条件がプラント輸出等について輸出入銀行の業務が相当伸びる条件がだん

だん整つて参る、かように考えておるのであります。余つてゐる金を減せば濫用にならないだろうというお考えには、私は今申上げましたような理由によつて見解を全く異にいたしております。

○小林政夫君 まあえてしてあなたがたの立場としては、一旦出した法案についてはどこまでも固執するといふことが習慣だから、これ以上議論したつてしようがないがもう毎年この輸出入銀行の法案を審査するときに、或いは予算案において、或いは大蔵委員会において審査することに、絶対に金が要らないなんていう説明をされたことはない。必ず今年はいくら／＼これ／＼によつてこれだけの資金は使ひますといふような説明です。何回か我々もこの説明を了承して今日まで来たが、どうも今回は……成るほど具体的にあとから話を承つても結構ですが、そうした今の国際情勢からいつて、我々の承知する範囲においては、特段にこの銀行の仕事が殖える殖えれば非常に結構、殖えることを望んでおるけれども、非常にむずかしいのじやないか、だから、それならばむしろ資金を遊ばすよりは、一応最小限度に切りつめておいて、そして万一我々の望むように銀行資金繰りが忙しくなつた場合には臨時借入金、或いは臨時の措置によつて資金需要を補ひ得るという態勢にしておいたほうが実情に副うのじやないか、国の財政を合理的に使うゆゑんだと思ふ。その点については全く見解が異なるということじやないと思ふので

○政府委員(河野通一君) 私は金が余つておると思はないから、申上げておるので……。

○小林政夫君 余つておるじやない

○政府委員(河野通一君) これは御承知のように予算は二十八年度一ぱいの予算でありまして、現在は余ることになるわけでありまして、私は二十八年度一ぱいにおきましては、いろいろ／＼関係から相当伸びると思ひますが、ただお示しのように仮に……仮にです。仮に資金が差向き余つておるといたしまして、それではそれを他へ廻すといふことにいたしました場合に、さて又輸出入銀行としても金が要るといつた場合に、どういふ措置をするか、これはこの前の委員会でも申上げましたように、結局輸出入銀行の融資といふものが非常に長期なものである限りにおいては、短期で繋いでおいても結局は何かの形で安定した長期資金を財政からこれに投入することが必要になる。そういういたしますと、これを一方で輸出入銀行から或る程度割つた資金を他のほうの用途に使つてしまつて、さて要るときにそれをどうするかという問題になりますれば、新しい財政支出がどうしても必要になります。そうしますと、その場合にそれを今からその新しい財政支出を私どもが予定して措置をするといふことはこれはできないと思ひます。そういう場合には備へる方法としては、今一時は遊ば金があると思ひますけれども、今年度中には相当それが使われて行くことが期待されるならば、私はやはり輸出入銀行に残しておくべきではないか、かように考えるわけでありまして、ただその使途が短期的であつて、而もそれがただサン・デイマンドで輸出入銀行に還つて来るう

まい手があればそれは、話は別であります。銀行の資金を割つたものを使う途から言へば、それは目的が達しないのじやないか、どういふことを小林委員は御想像になつておるか知れませんが目的は達しないのじやないかと考えます。

○小林政夫君　まあ財政資金の使い方について銀行局長と議論をやつても仕方がないので、場合によつては主計局長の出席を求めてやりますがあなたのほうも今余つておるか余つておらないかといふことでないの、今余つておらないことは明らかです。百五十七億五千万円か、とにかく今余つておる、五月末現在では……でそれはなんぼあなたが余つてないといふ数字が示しておる。その点について普通の予算のやり方から行けば、実際必要なもので七割、八割といふふうには減額して出しておる、実際に今入用でないものをアールして……。今あなたの言われるような理由も幾分あるけれども、ちやんと温めておくといふようなことは、この財政の窮乏の折から効率的使用じやないと思う。それは智慧を出してうまく弾力的な運用ができるような方法を考へなければならぬ。私も目下研究中ですがいずれ案ができたら皆様に相談しようと思つておりますが、この輸出入銀行の業務が繁忙になり、どん／＼アランド輸出ができるというところは、私も日本の国として望ましいことな

んだから、これに對して入用な資金を付けて行くといふことは当然なことであつて、予算を縛る云々という問題じやない。例えば外国為替資金特別会計です、外為に對して常に一般會計

から今までは、インベントリー・ファインダンスで繰入れておるといふことだつて、場合によつては入れてもよいし、入れなくてもよいといふことでやつておつた。そのあとから次年度においてその点を調整するといふことは何も必ずやらなければならぬといふことではない。どうしても一般會計の財政資金の都合がつかなければ、又臨時一年間の短期資金で繋いでもよい。二十九年度でできなければ三十年度で埋めるといふ方法もあるだろう。併し必ず予算を拘束するといふことにはならぬのでそこはあつた方法があると思ふ。

○委員(長次郎君)　今小林委員と銀行局長の質疑応答の件は日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案の審議上非常に重大な事項と思ひますから、次回までに相當具體的に今後の運営に關する資料も用意いたして、十分御説明願ひたいと思ひます。

○平林太一君　私は只今審議されております中小企業金融公庫法案等七案を一括いたしました案件に對して思ひますが、この際これらの改正を要しなればならぬ、又只今説明を聴取いたしましても、その然るべきことを承知いたすのであります。それにつけても銀行局長といひまして、これよりも遙かに我が国の金融行政の上におきまして重大な事項を、現に何らかの改正、何らかの処置をしなければ容易ならぬ事態を惹起するであらう、こういうことを考へるのであります。この際関連して銀行局長の意見を質したいのであります。それは現在市中銀行と称せられておるものと、い

わゆる国民金融公庫との關係の根本をなしておられます。又その全体をなしておると言つても支障のない市中銀行の運営の中に、この際非常な深刻な決意を以てこれに對する改正をいたすべき諸点を考へなければならぬといふことと思つております。現に只今これは全部であります。この七案等の事態を見ましても、市中銀行におきましてこの健全なる運営が運ばれておりますれば、例えば中小企業金融公庫のごとき僅かに百億ぐらいの金を出して、それが中小企業者の今日の困窮いたしておる事態に現実にその効を奏するといふことは常識上判断ができるのであります。僅か百億、全国中小企業に對して僅か百億といふことでありますから……これらのもは私から言ひますれば、少くも一十億といふような相當な数字を出すにあらざれば誠実なる中小企業金融とは言へない。併しそれでも百億でもいたさないよりましであります。それから、これに對しては政府の処置を我々了としたのであります。そのういふ事態を思ふにつけても、市中銀行といふものが今日如何にも旧態依然として、殊に今日におきましては、市中銀行の経営、運営、又市中銀行の生

態、最高人事の模様といふものを見て参ります。この重大な国民金融を責務として、そうして國家のい

わゆるこの保証裏書によつてこれを運営しておるといふこの銀行が、如何にも利潤追求といふ以外に何にも考へていない、驚くべきことです。その事態は最近殊に顕著になつて参り、まさに腐敗墮落の極と申して差支えないと思ふ。私は市中銀行におけるい

最高経営人事にたずさわる人の非常な反省を求めなければならぬと思ひます。私はそれらのことを申しますれば、銀行局長よくこれは御了承されると思ひます。だからそのほうからこの改正法律案といふものは先ず出さるべきであります。おひ／＼申上げます。これに對しては銀行局長は全体的に見まして、市中銀行の今やつておりますところのその実態といふものをよくおわかりであります。概念的にお話で結構であります。一々例を挙げると言われればこちらも申上げます。併し銀行局長はその職務上見識は極めて高邁なはずでありますから、その点一つ承つておきます。

○政府委員(河野通一君)　銀行の経営が金融機関といふものの公共的使命に徹して、その公共性を十分に貫徹するために運営をする、又発展もして行かなければならぬといふことはお説の通りであります。私もそのういふ観点に立つて、従来からできるだけの努力をいたして参つたつもりであります。現在問題になつております一番大きな点は、やはり金融機関、特に銀行におきましてその経営をできるだけ合理化する、そうしてコストをできるだけ下げ、一方において預金者の保護に欠けるところがないだけの十分な基礎を築き上げると共に、国民経済に産業界に對する融資と申しますか、できただけのサービスを向上して行くといふことのために努力をいたさなければならぬ、こういう観点から私もかねがね具體的な問題についていろいろと金融界に對しても強い強力な指導もいたして参つたつもりであります。問題は個々の場合におきまして、遺憾な

から例えば金融の第一線に當つております職員の中に不祥事件を起すとか、或いはそれらがその業務上の地位を利用して、或いは供応を受けるとか、そういうたようなことが現在までに至りましてもおととを断たないような事態になつておりますことは、私も甚だ遺憾に存じております。こういうことは一日も早く根絶をするように當時私も注意をいたして参りました。又経営者にも常々そういった点についての一層の関心を深めるように指導もいたして参つておるつもりであります。併しながら何分にも多数の従業員もおります。これらの人々が一人一人その金融といふものの公共性に目覚めて、それにふさわしい行動をとり、経営をやつて行くといふことが望ましいことは勿論申すまでもないことでありますけれども、間々そういう点について十分なる認識を持たない行為がある点につきましては、誠に重ねて申訳ないことと考へております。金融の問題につきまして、殊に今お話の出ました国民金融公庫とか中小企業金融公庫の業務との関連について市中銀行の問題が出たのであります。中小金融について市中銀行がこれに非常に冷淡であり、力を入れないといふ事態があつてはならぬといふことで、私もできるだけ大銀行といへども中小金融に力を注ぐように従来から強く要望いたして参つております。銀行におきまして、これらの問題を、どうしたらそういう問題がうまう行くかといふことについていろいろ研究をいたして参つており、そういうほうに努力は進めて参つておるのであります。何分にも資金が十分でない、而もそれに

○政府委員(石井由太郎君) 前回は資本金の点を除きまして相違はございません。第五条の公庫の資本金は政府の一般会計よりの出資金が百億円という、この条でございまして。それから第三十三条の第五号でございまして。

「公庫は、日本開発銀行が昭和二十八年四月一日以後に行つた中小企業者に対する貸付に係る債権及びこれに附随する権利義務を、第一項の規定により承継したときは、その承継した債権のその承継の日における帳簿価額の合計額に相当する金額を、政令で定めるところにより、日本開発銀行に支払わなければならない。」それだけでござい

○土田國太郎君 あなたにちよつと伺いますが、これは先ほど私聞き落したかも知れませんが、金融先の御説明がありましたね。金融先の取引先の御説明がありましたね。貸付先、その中に酒類業組合というのはありませんか。

○政府委員(石井由太郎君) 酒類業組合は、酒類業に関する組合の法律のほうでこれに追加されることに相成る予定で、法案が整備され準備されております。

○土田國太郎君 それでできますれば勿論結構なものでありますが、あなたのほうは別にそれは附則か何かで御記入になるのでございませう。了承したのでございませうかしら。

○政府委員(石井由太郎君) 事務的な連絡を……酒類の組合に関する法律で、公庫法の一部は附則のほうで直つておるといふように了解いたしてお

○土田國太郎君 それでこの手数料一

割という御説明があつたのですが、それは銀行金利は一割です。だからその中に手数料が加わつて一割と解釈してよろしいですか。

○政府委員(石井由太郎君) その通りでございませう。公庫は一割の金利を貸付先の中小企業者から徴収いたしますが、取扱代理機関に対しては、別に公庫から払う。つまり考えようによれば、一割の中に手数料がインクルードされているのであります。

○土田國太郎君 もう一つ最後にお聞きしたいのですが、百億円のこの資金ですね。その中にその債権の引継ぎがあるわけですね。開発銀行から。そうしますと、正味の今度新しく貸出すという資金は殆んど微々たるものになるのですが、これで経営ができるお考えですか。

○政府委員(石井由太郎君) 百億というのは、資本金の百億のうち二十億というのは商工中金にすでに貸してあります。債権引継ぎであります。従つて資本の中で運用に現実に廻るものが八十億、そのほか資金運用部から二十億の金を予定しておりますから、現実に運転する金が百億と相成るわけでございます。開発銀行等から引継ぎました債権の大部分というものは、これは出資又は借入れとなつておるわけでございます。四月一日以降、七月末まで、或いは八月公庫出発までの間、開発銀行が貸してあります。このように御了承願ひたいと思ひます。

○土田國太郎君 すると非常に少い金ですが、これが法律化しまして、営業開始になりますと、一割という中小企業にとりましては、これは実に安く感

じる金利なのであります。申込がこれは殺到するのじやないかというやうな感じを持つておるのですが、それだけの金を貸出してしまえば、あとはお手上げになるわけですか。

○政府委員(石井由太郎君) 百億という金額は先ほどのお話のように極めて微々たる額であるという見解も成り立つわけでございますけれども、併しな

がら今までのこの種財政資金の中小企業に投入された実績その他から比べますれば、やはり相当大きな金額でございまして、資金の使途といたしましては、現実には経営の改善に役立つ資金、或いは経営の改善に役立つ資金という点に主眼を置いて運用するわけでございます。需要の全部を賄うというわけではございませぬわけでございます。将来予算措置、その他によつて増額をいたし得る時期まで

は、これだけの資金を以てやらなければならぬということに相成つております。

○土田國太郎君 まあ、この本日のデーターを拝見いたしました。ほのかのほうには金融機関が何千億というものを貸してありますが、これは僅かに百億ですから、これはまあどうしようもない。今平林委員もおつしやつた通りでありますから、どうか将来この点を御考慮下さつて、増資なり、或いは債券が発行できますように、適當な方法で財源をつけて頂く。今小林委員もおつしやるように、一方には百何十億という金が遊んでおる。一方は血の涙で儲かの何十億という金につり下な

ければならぬという、この問題に對して、政府当局も一つお考え下さつて、一つ適當に御善処願ひたいと思ひま

す。

○森下政一君 今の中小企業金融公庫ですがね。先ほどの説明を拝聴しておつて私の受けた感じでは、実質的な貸付の業務というふうなことは、一般の金融機関に委託してしまふ、公庫自体は別に何もやらん、こういうふうにとれるが、そうですか。

○政府委員(石井由太郎君) 公庫が行います仕事は全部商工中金、その他、金融機関に委託いたしました。全部の業務を金融機関に行かせます場合と、或いは下審査と言ひますか、相手の借入を希望して参りました中小企業者の信用状況の調査、或いはその業態が借入に適當であるかどうかというふうなことに對しての調査等のみを委託いたしまして、公庫が最終的な決定をみずからやるという場合も予定いたしておるわけでございます。

○森下政一君 どちらかというと、そのほうが少いのでしょうか。

○政府委員(石井由太郎君) これはこの二つのルートと申しますか、やり方のうちのどちらが現実には中小企業者の要望するところ並びに金融機関の扱いの便宜に適合しておるかということになるわけでございますが、従来これに似た制度といたしましては、開発銀行において中小企業者に見返資金を融通いたしておりました時分の扱いでござい

ますが、この場合は甲乙丙三つの方法がございまして、甲の方法と申しますのは、金融機関が全部について責任を負う。従つて元金の支払取立について責任を負います關係上、開発銀行ではとやかく言わんという方式でござい

ます。この方式によりましたものが七割程度でございまして、開発銀行自身

が審査を任せられたというものは残る三割程度ということに相成ることに承知しております。従ひまして、一般的傾向としましては、金融機関はやはり専決代理と申しますが、その方式のほうを選びたがるのじやないかという感じはいたしております。

○森下政一君 今度の場合でも金融機関に業務を委託して、元利に對して三割程度は責任を持つてもらいたいというやうな今お話があつたように思うが、こう解釈していいのですか。

○政府委員(石井由太郎君) 八割の程度の責任を持つて頂きます場合と、三割程度の責任を持つて頂きます場合とに分けて作るつもりであります。

○森下政一君 それはどういうふうにして分けるのですか。その八割と三割というのはどういうのですか。

○政府委員(石井由太郎君) 金融機関の選取でございまして。今或る貸付先から借入申込がございまして、それに対して当該金融機関で、今までの取引關係、或いは申込みの内容等を調査いたしまして、その金融機関として、元金の支払八割に對して責任を持つても大丈夫であるというやうなケースでござい

ますならば、それをお任せする。併しなから例えば大体大丈夫といたしましても、将来経済界の変動等に耐えるかどうかということについて疑念があるというやうな場合には、借入を要望するが、元金の支払いのうち三割はその当該金融機関で責任を持ち得るとい

う場合には、一部代理の方式で利用いたすわけでありませう。従ひまして、どちらの方式をとりますかは、大体にお

きましては、金融機関の選取に任ず

いう考えておるのでございます。

○委員長(大矢半次郎君) ちよつとお諮りしますが、各法案に対する御質疑はまだたくさんおありのことと思ひますが、これは後日に譲つて本日はこの程度で打ち切りたいと思ひますが、如何ですか。

○森下政一君 今一言だけです。さつきから百億が少な過ぎるという話が大分出ましたですがね、結局金融機関が三割乃至或いは八割責任を持たなければならん、それだからいよ／＼石橋を叩いて間違ひがないというところになつたら金融しないということになると思ふんです。そこで政府はまあ私も記憶に困難なくらいいよ／＼中小企業金融対策というものをやつておられますがね、いよ／＼のことがあつても、どれもこれもがちよつとずつのつまり名目だけみたいないことをやつておるようなことになつておる。だから本当にこんなたくさん中小企業に対していよ／＼な金融措置が講じられてゐるではないかと言われるけれども、

実際はその恩恵に浴するものというのには……實際業務の委託を受けてやる金融機関というものは貸倒れの場合には責任を持たなければならんというようにな仕組になつてゐるために、これはもう間違ひがないというものには、いか貸付が行われない。だから實際は中小企業というものは融資は受けたいと思つても、喉から手が出るほど融資を懇請してゐる向きには實際は殆んど流れて行つてゐないですね。政府の思ひやりのある金というものはちよつとも生きてゐないのだというふうに私は感じられるですね。だからさつきの平林さんの話じやないけれども、思

い切つた施策が必要なんじやないか、こんなことを幾ら繰返して、何は数多くいよ／＼並べておつても、實際の効果というものは極く一部分に偏在するといふ傾向があるのじやないかといふことを私は憂えるものですが、まあ併しそんなことにつきましては、この次の機会に一つ聞かしてもらふことにしましょう。

○委員長(大矢半次郎君) それでは本日は質疑はこの程度にいたしたいと思ひます。明日は午前は税法関係で前回の残りの分を御審議願ひたいと思ひます。午後は道路整備費の財源等に関する臨時措置法案につきまして、建設委員会との連合審査の予定になつております。なお平林委員から御要求になつた資料を政府のほうから提出いたしますから、今お手許に御配付いたします。

本日はこれを以て散会いたします。

午後四時五十三分散会

六月三十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案(予備審査のための付託は六月二十二日)